

# 平成25年度予算見積調書

課室名: 防犯・交通安全課  
 担当名: 安全教育・指導担当  
 内線: 2960

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B58	市町村交通事故防止特別対策事業費		一般会計	総務費	県民費	交通安全対策費	市町村交通事故防止特別対策事業費	
事業期間	平成 9年度～	根拠法令	交通安全対策基本法		戦略項目	12	日本一の共助県づくり	
					分野施策	010402	交通安全対策の推進	
1 事業概要			5 事業説明					
交通死亡事故が多発している市町村を支援して、交通事故防止対策を短期間に集中的に実施することにより交通死亡事故多発に歯止めをかける。 (1) 市町村交通事故防止特別対策事業費 1,200千円			(1) 事業内容 ア 市町村交通事故防止特別対策事業費 1,200千円 (イ) 知事が交通事故死者が一定の要件を満たす市町村を3か月間「交通事故防止特別対策地域」に指定する。 (ロ) 指定を受けた市町村は、市町村長を本部長とする交通事故防止特別対策本部を設置の上、推進会議を開催し、推進計画を策定する。 (ハ) 対策本部長は、指定期間中、推進計画に基づき、特別対策を推進する。 (2) 事業計画 ア 交通事故防止特別対策地域の指定（要件を満たした場合随時） 補助金限度額 市(中核市・特例市を除く)・・・60万円 町村・・・・・・・・・・・・・・・・30万円 (3) 事業効果 指定前3か月と指定後の死者数の変化 平成21年度：春日部市 6人→1人 平成22年度：鴻巣市 3人→0人 平成23年度：草加市 3人→0人、川越市 7人→1人、寄居町 2人→0人 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 県、県教育委員会、県警察本部、市町村、市町村教育委員会、その他の関係機関・団体が相互に連携 (5) その他 変更点 「市町村交通事故防止特別対策推進要綱」の見直しを行う。 指定要件の見直しを行い、早期に特別地域に指定することにより、交通死亡事故多発に歯止めをかける。					
2 事業主体及び負担区分 (県1/2)市町村1/2								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.0人=9,500千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
予算額	1,200						1,200	0
決定額	1,200						1,200	
前年額	1,200						1,200	